

幼児教育・保育の無償化

■子育てのための施設等利用給付認定区分（幼稚園や認可外施設等を利用の場合）

利用者が無償化の対象となるためには、市から「子育てのための施設等利用給付認定」を受けていただく必要があり、3つの区分に応じて、無償化の内容が決まります。

認定区分	対 象	内 容
1号認定	満3歳以上の子どものうち、2・3号認定以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料、利用料・・・無償 ・預かり保育、一時保育等・・・無償化対象外
2号認定	3～5歳児で、保護者が「保育を必要とする事由（P16参照）」に当てはまる場合 (満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している子ども)	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料、利用料・・・無償 ・預かり保育、一時保育等・・・無償 (施設条件・上限額あり)
3号認定	0～2歳児で、保護者が「保育を必要とする事由（P16参照）」に当てはまり、市町村民税非課税世帯である場合 (満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども)	

■保育の必要性について（保育を必要とする事由）

保護者それぞれが条件のいずれかに当てはまる場合、保育の必要性が認められます。保育を必要とする事由についてはP16をご参照ください。

問合せ・・・子ども未来課 保育園・幼稚園担当 0568-44-0324

■無償化の内容

3～5歳児までの幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもの利用料が無償となります。
0～2歳児までの市町村民税非課税世帯の子どもも対象となります。

対象サービス	内 容
幼稚園	月額2.57万円まで無償 ※保護者は給食費ほか実費徴収分を園へ支払います。
<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園の預かり保育 ・認可外保育施設、一時保育など 	<ul style="list-style-type: none"> ・月額1.13万円まで無償 ・月額3.7万円まで無償 ※一旦保護者が利用料を施設に支払い、申請により後日犬山市が保護者へ利用料を支給します。(年4回の支給予定)
保育所、認定こども園、就学前障害児の発達支援	無償
幼稚園、保育所、認定こども園+就学前障害児の発達支援	ともに無償（幼稚園は月額2.57万円まで）
企業主導型保育事業	標準的な利用料が無償